



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

Vol. 09 No. 543

2010年10月29日(金)

生物多様性条約COP10ハイライト

2010年10月28日 木曜日

ハイレベルセグメントおよびワーキンググループ会合がこの日一日、続けられた。ワーキンググループ I は、気候変動、バイオ燃料、海洋の生物多様性を議論した。ワーキンググループ IIは、戦略計画、8(j)条、資源動員戦略を議論した。ABS交渉は、TK、利用と派生物 (derivatives)、遵守に焦点を当てた。非公式 閣僚級協議と夕方のプレナリーもABSに焦点を当てた。

ハイレベルセグメント

午前中の会合には、ステークホルダーによるパネルディスカッション、次いで、関連組織、国際機関によるステートメント発表が含まれた。

UNEP-WCMCのPavan Sukhdevは、TEEB研究での主要な結論に関する報告書を発表し、経済的な報告 (economic accounting) を行うには、全てのレベルでの管理面の決定に自然資本の考えを取り入れ、「見えないものが見える (make the invisible visible)」ようにすべきだと主張した。GLOBE InternationalのBarry Gardinerは、GLOBE自然資本行動計画 (Natural Capital Action Plan) はその方向に動くものだと指摘し、GEFのGustavo Fonsecaは、自然資本の算定は生物多様性の保全を経済発展の跳躍台にしなければならないとしてこれに賛成した。持続可能な発展のための世界ビジネスカウンシル (WBCSD) のJames Griffithsは、ビジネス界は企業の活動の中に生物多様性の考えを取り入れる責任があり、機会があると強調し、日本のビジネスと生物多様性プラットフォームは必要とされる種類のパートナーシップの好例として焦点を当てた。愛知県の神田真秋知事、名古屋市の川村たかし市長は、条約の目的実施で地方自治体が重要な役割を果たせるとし、地方自治体と生物多様性に関する愛知-名古屋宣言を強調した。

若者代表のインドネシア大学Niwa Rahmad Dwitamaは、CBDに若者代表を常設するよう求め、世界若者生物多様性組織 (Global Youth Biodiversity Organization) の設立を発表した。ETCグループのSilvia Ribeiroは、生物多様性の喪失は、本来この問題を引き起こした市場メカニズムではなく、地方の住民の尊厳と生活を回復させることで対応すべきだと主張した。IIFBのMalia Nobregaは、先住民の権利と慣習の尊重が条約を成功させるカギであると説明し、先住民の生活様式は全体的かつ持続可能な未来を形成するのに役立つと述べた。

UNFCCC事務局長のChristiana Figueresは、カンクンでの気候変動会議は保全や資金、気候の政策同士のシナジーを築く機会を与えるものだと強調した。UNCCD事務局長のLuc Gnacadjaは、生物多様性保全に向けて



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel : +81-3-3663-2500

進むことこそ、貧困や土地の劣化、生物多様性の喪失および気候変動の問題での悪循環を断ち切る効果的な方法だと指摘した。

CITES事務総長のJohn Scanlonは、ラムサール条約、CMSおよび世界遺産条約の立場も合わせて発言し、生物多様性の喪失と気候変動、砂漠化、貧困の削減の間の強い結び付きを強調し、共同での実施が協力の重要な戦略になると強調した。IUCN局長のJulia Marton-Lefèvreは、ABS議定書および戦略計画のため、適切な資源を動員することを重要性を強調した。UNFFディレクターのJan McAlpineは、森林の利益は食糧や材木、炭素を超えて広がるものだと強調し、森林の管理には異なるグループ間のトレードオフを解決することが必然であると強調した。ITTO専務理事のEmmanuel Ze Mekaは、CBD事務局との覚書に留意するよう求めた。UNDPのOlav KjørvenとFAOのEduardo Roja-Brialesは、小規模農家や先住民社会による生物多様性の保全と持続可能な利用措置を支援する少額の補助金や他のメカニズムの重要性を強調した。

午後のセッションでは、各国閣僚や副大臣によるステートメント発表が含まれた。モナコのAlbert王子は、生物多様性に関する新たな出発を呼び掛け、自然の価値を認める新たな発展の経路を追及することで、集団として責任を負う勇気を持つよう求めた。大半の締約国が、効果のある戦略計画や公平かつ平等なABS議定書、そして適切でタイムリーな資金源で合意する必要性を強調した。

多くのものが、法的拘束力のあるABS議定書の必要性を強調した。ノルウェー、マラウィ、ブルネイは、議定書は何よりも地方自治体と貧者に利益をもたらすものでなければならないと強調した。エクアドルとジンバブエは、各国の主権尊重の重要性を主張し、アルジェリア、ジンバブエ、ケニア、スリナム、ネパールは、TKを尊重し認識する必要性を強調した。インドは、利益配分が条約に欠けている柱だと説明した。

戦略計画に関し、デンマーク、ドイツ、キリバチは、戦略計画の目標は計測可能なものでなければならぬと強調し、ボツワナ、エクアドルと共に、達成可能で現実的な目標にすべきだと述べた。ウガンダは、生物多様性に加えて、貧困や開発に対応する目標を提案した。

資源動員に関し、アルジェリア、パプアニューギニア、ザンビア、その他は、資金のタイムリーで予測可能な配分を求め、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、ガンビア、パキスタン、ソロモン諸島も、技術移転やキャパシティビルディングの必要性を指摘した。フランスとドイツは、保全のための資金を増額するとし、フランスは2014-2020年の間、年間5億ユーロを約束した。

ジンバブエ、インド、エクアドル、マラウィは、更なる南-南の協力を支持し、インドは、そのような努力は南北の協力で代わるものではなく、むしろ南北の協力により支えられるべきだと付け加えた。

ブルネイ、ガンビア、その他は、新しい地域、国際、2国間のパートナーシップを探求していると述べた。コンゴ民主共和国、ウガンダ、ギニア・ビソー、エストニア、スリナムは、市民社会や地方自治体を参加させる国家戦略の必要性を強調した。

ザンビア、ギニア・ビソー、ラオス、ウガンダは、2010年目標を達成できなかったのは資金源の不足と技術能力の不足が原因であると述べ、エクアドルは生産と消費の構造的なパターンを指摘し、モルディブは、欲深で持続可能でない生活様式を非難した。多数のものが、生物多様性と気候変動、そして貧困削減との結び付きがリオ条約間のシナジーをもたらす可能性があるという付け加えた。ボツワナ、アイスランド、ベリーズ、ペルー、モンゴル、その他は、それぞれの NBSAPs、PAsの実施努力と拡大で進展が見られたと報告した。

ボツワナ、モルディブ、ケニア、その他は、生物多様性の喪失と気候変動との結び付きに注目し、パキスタン、ソロモン諸島、パプアニューギニアは、REDDおよびREDD+が両方のシナジー的な解決策を提供すると断言した。多数の国が、戦略計画を達成するには新しい科学的、経済的ツールを採用する必要があると指摘した。フランス、マリ、アイスランド、パキスタンは、IPBESの設立を支持し、パプアニューギニアとウガンダは、生物多様性のデータ不足により2010年目標達成が困難になったと指摘した。フランス、ノルウェー、ガンビア、ポーランド、パキスタンは、生態系の経済と生物多様性に関するTEEBおよび関連する研究の価値を認めた。アルジェリア、ジンバブエ、アイスランド、ケニア、マラウイは、国連生物多様性の10年という日本の提案を支持した。

ワーキンググループ I

IAS: 参加者は、バイオ燃料に関するコンタクトグループが提案したIASに関する決定書草案の表現で合意し、既存のおよび新たなIASによる生物多様性への脅威を認識し、締約国に対し、バイオ燃料の材料や炭素隔離のためのものなど、バイオマス生産のためのIASの導入や分散にはIASに関するCBDの指針原則に従い、予防的手法を適用するよう求め、このうちバイオマス生産の個所では農業生産への言及を括弧書きにすることとした。

気候変動：リオ条約間の協力：参加者は、Rio+20サミットと合わせてリオ条約合同のハイレベルセッションを開催するとの括弧書きの記述について議論した。EUは、削除を受け入れたが、リオ条約のCOPsがサミットに関する準備作業をどう活用するか探求するとの明記を要請し、ブラジルは、「Rio+20議長団とともに」と明記するよう求めた。ジオエンジニアリングに関する情報の取りまとめを事務局に要請する問題に関し、参加者は、次の情報を収集することで合意した： ILCsおよび他の利害関係者の意見；ジオエンジニアリング的措置が生物多様性に与える可能性がある影響に関する情報、およびこれに伴う社会的、経済的、文化的な配慮；「CBDに關係する気候関連のジオエンジニアリング」の定義と理解のオプション。



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

REDD+： ブラジルは、UNFCCCとUNCCDに共同での活動提案を伝える際には、REDD+の役割と合わせ「生物多様性での懸念」も含めるよう事務局に要請することを提案し、参加者もこれに同意した、EUは、事務局がUNFCCC COP 17での検討のため、この情報を伝えることを提案した。EU は、事務局が次の行動をとることを提案し、参加者もこれに同意した：CBDの目的達成におけるREDD+の貢献を評価する指標で可能なものを特定し、SBSTTAでの検討にかける：緩和に対するこれらの措置および生態系ベースの手法をとった場合の生物多様性への影響をモニタリングするメカニズムの可能性を、将来のUNFCCCでの決定に予断を与えないことなく、評価する。

またEUは、事務局に対し、関連の国際機関と協力し、生物多様性の保全および持続可能な利用と「有機炭素ストックの保全および回復」との結び付きに関する知識のギャップを明らかにするよう要請する記述について、妥協案を提示した。参加者は、国内の森林の生物多様性関連措置と気候変動措置との間の補足性を強化するガイダンス作成を支援するかどうかでは、合意に達しなかった、ブラジル、ニュージーランド、中国、メキシコは、この削除を要求したが、EUとノルウェーは削除に反対した。この記述は括弧書きのまま残された。参加者は、決定書草案を採択したが、REDD+のセーフガードに関する文章は、非公式閣僚級協議の結果を待つとして外された。

バイオ燃料： 参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.1/CRP.12）について議論した。議長のHuflerは、参加者に対し、コンタクトグループで合意した文章の議論を再開しないよう求め、括弧書きの文章に焦点をあてることを提案した。

関連の状況： 文書中、バイオ燃料が関係する社会経済状況に影響を与えると認識する土地の所有権、土地安全保障、水系に関する記述で、括弧書きの部分について、ドミニカ共和国は、水系や土地所有権を含めることを支持した。スイスはインドと共に、土地の所有権を入れることを希望した。アフリカグループは、「土地、土地の所有権安全保障、資源の権利（land and land tenure security and resource rights）」を提案し、フィリピンもこれを支持した。ブラジルは、「土地、水系、その他の資源へのアクセス（access to land, water and other resources）」を希望した。参加者は、「土地の所有権、水を含めた資源の権利（land tenure and resource rights, including water）」という議長案で合意した。

区域の国家インベントリ： 締約国に対し、生物多様性の価値が高い区域、重要な生態系を有する区域、ILCsにとり重要な区域を特定する国家インベントリ作成を要請した箇所に関し、フィリピンは、参加者が締約国に対しバイオ燃料の生産目的に利用できないだけでなく、「免除される（exempted）」区域や生態系を評価し特定するよう求めるのであればとの条件付きで、「国家が認める立ち入り禁止区域」の追記削除を受け入れた。

合成生命体： ガーナは、バイオ燃料生産へのLMOsの導入および利用、さらには合成生命体の環境への野外放出には予防的手法を適用し、バイオ燃料生産のための合成生命体が環境へ放出されないよう確保することを締約国に求める文章について、その削除を提案し、登場しつつある問題に関する決定を指摘した。フィリピン、カメルーン、ドミニカ共和国、ボリビアは、合成生命体・セル・ゲノムを環境に放出しないことの確保を要請した。EUは、この決定書および決定書IX/2（バイオ燃料と生物多様性）を実施する際、CBDの3つの目的に関係するバイオ燃料生産および利用のための合成生命学の問題について検討するよう締約国に求めることを提案した。参加者は、結局次の項目で合意した：締約国に対し、合成生命体・セル・ゲノムの環境への放出には予防的手法を採用するよう求め；合成生命体の環境への放出停止は、国内法に則るとの締約国の権利を認める。

決定書の題目： 参加者は、決定書草案の題目について長時間協議した。ブラジルとガーナは、農業の生物多様性への言及を支持したが、ドミニカ共和国、スイス、タンザニア、ナミビア、フィリピン、エルサルバドルは反対した。Hufler議長との非公式協議後、参加者は「バイオ燃料と生物多様性」とすることで合意し、序文の中で、バイオ燃料の生産および利用が生物多様性に与えるプラスの影響を促進し、マイナスの影響を最小限に抑制すると記載することで合意した。

海洋および沿岸域の生物多様性： 参加者は、海洋の生物多様性に関するコンタクトグループの明確な記述を、全体として承認した。EUは、事務局に対し、リオ条約間での合同の活動を提案する際には、海洋と気候変動の相互作用ならびに緩和戦略、適応戦略の代案を含めるよう要請することを提案し、参加者もこれに同意した。その後、参加者は、海洋と気候変動に関する専門家ワークショップの開催要請について議論し、結局、リオ条約間の合同活動の開発に向けたインプット構築を支援するため、これを開催し、UNFCCCとのコラボレーションを求めることで合意した。EUは、作業計画実施の国家目標設置に関する文章から括弧を外すよう提案し、参加者もこれに同意した。参加者は、戦略計画の記述では、並行して行われる交渉を待ち、括弧を残すこととした。

ワーキンググループ II

戦略計画：使命： スイスは非公式協議について報告し、草案に対する改定案を提示し、括弧書きが残っていると指摘した。参加者は、締約国が2020年までに生物多様性の喪失を「停止する方向に向け（towards halting）」行動をとるべきか、それとも「停止するため（to halt）」行動をとるべきか議論した。コロンビアとインドは、期限を設けないなら、生物多様性の喪失を「停止する」との表現を受け入れられると述べた。コロンビアは、エクアドルと共に、提案されている使命に関する記述のうち、生態系が回復力を有し、基本的

なサービスを提供し続けられるよう確保すると言及する、最初のパラグラフのみを採択するよう提案した。ニュージーランドは、「転換点」への言及削除を提案した。ブラジルは、全ての締約国が協力、キャパシティブUILDING、技術移転、適切な資金源を通して、野心的な目標を達成すると約束することを提案した。EUは、更なる資金供与および政治的意思を動員しやすくするような強力な政治的メッセージをつけた使命の記述とするよう提案した。

実施：カナダは、締約国に対し、国内法制または政策を可決するよりも、国家生物多様性目標を設置するよう推奨することを提案し、参加者もこれに同意した。参加者は、「適切な場合は国家会計システム (national accounting systems, as appropriate)」にも言及することで合意した。フィリピンは、最も環境上脆弱な諸国に特に言及するよう求め、参加者もこれに同意した。戦略計画実施のためのタイムリーで新規かつ追加的な資金源へ言及は括弧書きのまま残された。

ヘッドライン目標：コンタクトグループ共同議長のKateråsは、保留されている目標に関する非公式協議が行われ、その成果を反映させたノンペーパーが作成されると、参加者に伝えた。参加者は、次に関する2020年目標を採択した：魚の乱獲回避；持続可能な管理がされる農業、水産業、林業；汚染を生物多様性に有害でないレベルまで落とす；IASを特定し、優先的IASをコントロールする；既に脅威を受けている既知の生物種の絶滅防止；生物多様性に関する知識、科学的基礎、技術を改善する。

また、参加者は、次に関する2015年目標を採択した：サンゴ礁に対する人為的圧力を最小限に抑制する；政策手法としてNBSAPを開発する。耕作される植物および飼育される動物の遺伝的多様性目標に関し、メキシコは、そのような多様性を保持し、2020年までに遺伝的侵食作用を最小限に抑制する戦略を実施することを提案し、参加者もこれに同意した。

TKに関する目標について、IIFBは、2020年までに、生物多様性の保全および持続可能な利用、そして伝統的ならびに慣習的な生物資源の利用に関係するILCSのTK、発明、慣習は、尊重され、ILCsが完全かつ効果的に参加するCBDの実施に全面的に統合され、反映されると提案した。ニュージーランド、カナダ、EU、ノルウェー、メキシコ、マレーシア、日本、フィリピン、エクアドルは、この提案を支持した。インドは、グアテマラとアフリカグループの支持を得て、TKは「独自におよび他のシステム (*sui generis* and other systems)」を通して保護されるとの記述を要求したが、参加者は、結局、国内法および関連する国際的義務に言及することで合意した。

保留とされた2020年目標で、自然の生息地の喪失を少なくとも半減する、実施可能な場合にはゼロに近づけるとの目標に関し、残されたただ一つの問題は、森林について特に言及すべきかどうかであり、グアテマラは言及することに反対した。PAsの目標に関し、中国は、MPAsを国家主権のおよぶ水系に限定するよう求

めた。カナダは、PA管理の「平等な (equitable)」という用語の括弧を外すことに同意した。基本的な生態系サービスを提供する生態系の回復に関する目標では、水系に関する言及に括弧書きが残された。

戦略計画実施のための資金源を扱う目標に関し、ブラジルは、遅くとも2020年までに現在の資金源レベルを、総合的かつ合意されたプロセスを通して、全ての資金源から募集して増額し、少なくとも2千億米ドルに達するようにすべきだとする新しい文章案を提案した。ノルウェーも、2020年までに資源（資金、人材、技術）を、少なくとも、資源動員に関する戦略に規定する目標に基づき、増加させるとする新しい文案を提出した。議長のLunaは、両方の提案をオプションとして文書に入れることを提案した。スイスはこれに反対し、資源動員に関する閣僚級ガイダンスによると、公共の資金からの資源の流れを増加させ、他のチャンネルによる資源はこれを補う必要があり、実際の必要額を評価する必要があると強調していると指摘した。議長のLunaは、閣僚級ガイダンスは正式に採択されたものではなく、交渉に予断を加えるのではなく、推進することを目的としていると明言した。

多数の参加者が、二つの具体的なオプションを歓迎し、フィリピンは、妥協的表現として統合できると指摘した。多数の途上国が、ブラジルの提案を支持し、特定の額および目標を設定する必要があると強調した。EUは、カナダの支持を得て、CBDの効果的な実施および戦略計画のため、総合的かつ合意されたプロセスを通して、全ての資金源からの資金を合意されたベースラインと比し大幅に増額するよう求める、別な文案を提案した。オーストラリアは、事前にニーズ分析をするよう要請した。

第8(j)条：倫理行動規定： 議長のLunaは、この問題について8年間作業してきたと指摘し、当該決定書草案および附属規定を提出し（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.28）、この文書には括弧書きが含まれていないと指摘した。参加者は決定書草案を採択した。

第8(j)条 MYPOW： 参加者は、決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.27）について議論した。土地利用の傾向を示す指標に関し、フィリピンは、バイオ燃料決定書で合意された表現を反映させ「土地所有権および資源の権利 (land tenure and resource rights)」と言う表現を提案した。参加者は、改訂されたとおりの決定書草案を採択した。

資源動員 戦略： 決定書草案（UNEP/CBD/COP/10/WG.2/CRP.29）に関する議論が夜に入っても続けられた。

ABSに関する非公式協議グループ

午前中、François Pythoud（スイス）は、利用と派生物に関する協議の進捗状況を報告し、遺伝資源の利用とするか生物資源の利用とするか、さらには多様な条文において、合意された派生物の定義を使うかどうかで意見が一致していないと指摘した。TK少人数グループ議長のLoweは、公的に利用可能なTKに関する合意



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

は保留されているが、他のTK関係の問題を解決したとして参加者を称賛した。遵守に関する少人数グループ共同議長のLagoは、遵守関連問題（第13条）に関する提案について、フィードバックを待っていると述べた。Anne Daniel（カナダ）は、法的草案グループが、文書の法的な一貫性と明確性を検討していると報告した。ICG共同議長のCasasは、代表団長と非公式 協議を開催すると発表した。

午後、ICG共同議長のCasasは、利用と派生物については、基本的な意見対立が続いていると報告し、次の項目の研究開発に言及する2(c)の下では、2つのオプションが残されていると報告した：5条に基づきアクセスされる遺伝材料；または遺伝資源の遺伝発現または代謝。

夕方、ICG共同議長のHodgesは、利用と派生物に関する追加の非公式 協議を提案した。日本は、木曜日夜に合意に達しない場合は、金曜日の朝、地域代表と2者間協議を行う用意があり、それに続いて、日本のCOP 10議長が、明確な議定書の文章をプレナリーの検討にかけると発表した。一部の締約国が地域グループに歩調を合わせていないことに留意し、オーストラリアおよび、アジア太平洋同士国（LIKE-MINDED ASIA-PACIFIC）は、少人数グループまたは個々の締約国で会議をし、その後、技術移転（18条bis）および資金メカニズム（19条）の議論に移り、夜まで議論を続けた。

プレナリー

ICG共同議長のHodgesは、ICGは、驚くほどの努力をし、具体的な進展も達成したが、ABS議定書の作業を終了していないと報告した。ICG共同議長のCasasは、遺伝資源への先住民PICのアクセス（第5(1)条bis）、遵守関連問題（第13条）での進展状況に注目した。同共同議長は、スコープ、他の制度との関係、緊急事態、資金メカニズム、公的に利用可能なTK、そして最も重要な利用と派生物に関する規定が保留のまま残されていると報告した。その後、プレナリーは、ICGのマンドートの深夜までの延長を承認した。

廊下にて

ABS参加者は、木曜日、感情的に、ローラーコースターに乗っていたようだ。最初は、ABS議定書の「枠組み」を採択し、これに途上国でのABSのキャパシティビルディングを支援する多額の資金供与をつける計画だと報じる記事に危機感を抱かされた。次に、ABSに関する閣僚級ガイダンス案作成のため、特定の地域および締約国が「秘密に」会議しているとの噂が流れ、ここから外された地域の心配を呼んだ。非公式閣僚級会合が開催され、ガイダンスが非公式ながら入手できたときは、感情も落ち着いた。提案されたものは、議定書発効前に取得された遺伝資源およびTKに関する多国間の利益配分メカニズム、提供された遺伝資源に関係する派生物での利益配分、健康面での緊急事態の場合、病原体へのアクセスを加速化すると共に、利益



Earth Negotiations Bulletin
CBD COP10 in Nagoya
<http://www.iisd.ca/vol09/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500

配分も加速化することを含める。ある交渉担当者は、「まだ文書が机上にあるうちに承認すべきかもしれない」と言っており、これまでに合意された議定書の条文だけでも、ABSの実施には十分ではないかと指摘した。しかし、他のものは、現在ある通りの議定書を承認するなら、その議定書に入っていない要素は、結局、後日の法的拘束力のある文書の中に一度も入れられることなく終わるのではないかと懸念した。あるものは、「遵守や利用に関する明確な定義がなければ、どれだけのことができるのかわからない」と指摘した。

ABS議定書完成の最終期限であるこの日の深夜が急速に迫る中、合意の道筋は見えず、全てのものの目は、日本のCOP 10議長が、地域リーダーと二者協議を開催した後、金曜日に「明確な」文書を提案するとの、最終的な打開策を発表したことに集中した。多数のものが、これは、かなりリスクのある動きだとコメントし、他のものは、このプロセスの中で戦略計画や資源動員戦略が取り下げられることが一番危険だと付け加えた。閉会プレナリーを数時間後に控え、多数の重要課題が未解決のまま残されていることから、一部のものは、名古屋に近づいている台風は、気象現象以上のものかもしれないと指摘した。

ENBサマリーおよび分析： COP 10の*Earth Negotiations Bulletin*サマリーおよび分析は、2010年11月1日月曜日、次のウェブサイトに掲載される予定：<http://www.iisd.ca/biodiv/cop10/>

GISPRI仮訳

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Stefan Jungcurt, Ph.D., Tallash Kantai, Elisa Morgera, Ph.D., Eugenia Recio, Nicole Schabus, and Elsa Tsioumani. The Digital Editor is Francis Dejon. The Editor is Pamela S. Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The Director of IISD Reporting Services is Langston James “Kimo” Goree VI <kimo@iisd.org>. The Sustaining Donors of the *Bulletin* are the United Kingdom (through the Department for International Development – DFID), the Government of the United States of America (through the Department of State Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs), the Government of Canada (through CIDA), the Danish Ministry of Foreign Affairs, the German Federal Ministry for Economic Cooperation and Development (BMZ), the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Netherlands Ministry of Foreign Affairs, the European Commission (DG-ENV), and the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea. General Support for the *Bulletin* during 2010 is provided by the Norwegian Ministry of Foreign Affairs, the Government of Australia, the Austrian Federal Ministry of Agriculture, Forestry, Environment and Water Management, the Ministry of Environment of Sweden, the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, SWAN International, Swiss Federal Office for the Environment (FOEN), the Finnish Ministry for Foreign Affairs, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry (through the Global Industrial and Social Progress Research Institute - GISPRI), the Government of Iceland, the United Nations Environment Programme (UNEP), and the World Bank. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France, the Belgium Walloon Region, the Province of Québec, and the International Organization of the Francophone (OIF and IEPF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of the Environment and Rural and Marine Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services at <kimo@iisd.org>, +1-646-536-7556 or 300 East 56th St., 11D, New York, New York 10022, United States of America. The ENB Team at COP 10 can be contacted by e-mail at <elsa@iisd.org>.